

(公益財団法人)鹿沼市花木センター公社ガーデニングボランティアに関する要項

1. 目的

この要項は、ガーデニングボランティアに関し必要な事項を定めることにより魅力ある施設整備を推進すると共に地域の絆づくりや多様な交流の場の創出による市民の生きがいや健康づくりにつなげる事を目的とする。

2. 定義

この要項において「ガーデニングボランティア」とは、公益財団法人鹿沼市花木センター公社（以下「花木センター」という。）との協働により花壇又は植栽地（以下「花壇等」という。）の整備・維持管理を行うもので、事前の登録を受けたものをいう。

3. 活動内容

ガーデニングボランティアは、花木センターが指定する花壇等において、花木センター職員の管理のもとで活動するものとし、その活動内容は次の通りとする。

- (1) 花苗の植え込み（年間で3～4回程度）
- (2) 花殻摘み及び除草作業（月2回程度）
- (3) 花壇等の管理に必要な活動（不定期）
- (4) その他イベント等における運営補助等（不定期）

4. 登録の要件

登録を受けられるものは、前項に規定する活動内容に積極的に参加できるもので、個人、団体その他居住地や職業などに拘わらず広く募集するものとする。

ただし、この場合において、18歳未満ものについては、保護者の承諾が得られることを条件とする。

5. 登録方法

登録を希望する者は、登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、花木センター理事長へ申し出るものとする。この場合において、団体又は事業者が申し込みをする場合は、参加者名簿（様式第2号）を添付するものとする。

6. 登録受付

登録の受付は随時行うものとする。

7. 登録証の携帯

ガーデニングボランティアは、活動を行う時は登録証（メンバーズカード）を携帯するものとする。

8. 支援内容

理事長は、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 作業に必要な資器材の貸与又は提供
- (2) 作業の管理及び指導
- (3) 作業日程及び作業内容の調整及び連絡
- (4) 活動ポイントの付与
- (5) 傷害保険の適用
- (6) 花木センターの各種イベント等の情報提供（優待制度あり）
- (7) 活動に関するガーデニングのスキルアップ研修等の開催

9. 登録内容の変更・終了

ガーデニングボランティアは、登録内容に変更があった場合は登録内容変更届（様式第1号）により、登録を辞退する場合は登録終了申出書（様式第4号）により理事長に届け出るものとする。

10. 登録の廃止・抹消

理事長は、ガーデニングボランティアから辞退する旨の届け出あった場合又はガーデンボランティアとしてふさわしくない行為等があった場合は、登録を終了する事ができる。

11. 報酬

活動に関しての報酬は支給しない。

12. その他

この要項に定めるもののほか、ガーデニングボランティアの運営に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。